

鹿角市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

鹿角市長 笹 本 真 司

鹿角市条例第 3 1 号

鹿角市印鑑条例の一部を改正する条例

鹿角市印鑑条例（昭和 58 年鹿角市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録証の再交付） 第 7 条 印鑑の登録を受けている者（以下「被登録者」という。）は、 印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損した場合は、印鑑登録証の再交 付を受けることができる。ただし、当該印鑑登録証に係る登録番号が 判読できないときは、この限りでない。 2・3 （略） （印鑑登録証明書書の交付） 第 15 条 （略） 2 （略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、被登録者は、自らの行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法 律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、特定在留カード （出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住	（印鑑登録証の再交付） 第 7 条 印鑑の登録を受けている者（以下「被登録者」という。）は、 印鑑登録証が著しく汚染し、又はき損した場合は、印鑑登録証の再交 付を受けることができる。ただし、当該印鑑登録証に係る登録番号が 判読できないときは、この限りでない。 2・3 （略） （印鑑登録証明書書の交付） 第 15 条 （略） 2 （略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、被登録者は、自らの行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法 律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（

改正後	改正前
者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第 35 条の 2 に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）を用いて、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第 35 条の 2 に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。）を用いて、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であつて、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定及び第 15 条第 3 項の改正規定中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める部分は、公布の日から施行する。